

江南市下水道使用料改定支援委託公募型プロポーザル実施要綱

1. 目的

この要綱は、「江南市下水道使用料改定支援委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 江南市下水道使用料改定支援委託
- (2) 業務内容 別添「江南市下水道使用料改定支援委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年9月30日まで

3. 見積限度額

委託料の見積限度額は、以下のとおりとします。（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和3年度：8,404千円

令和4年度：638千円 計9,042千円

4. 実施形式

公募型

5. 日程

| | |
|---------------|---------------------|
| 公募開始日 | 令和3年 4月 5日（月） |
| 質問書提出期限 | 令和3年 4月 9日（金）午後5時まで |
| 質問書回答日 | 令和3年 4月13日（火） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和3年 4月20日（火）午後5時まで |
| 審査結果の通知発送及び公表 | 令和3年 5月10日（月）予定 |

※都合により変更する場合があります。なお、企画提案書等提出の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合があります。

6. 参加資格

参加者は、参加表明書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去3年間（平成30年度以降に完了した業務）に、下水道事業の下記に示される同種もしくは類似業務について、元請実績を有すること。
 同種業務…下水道使用料の改定に係る業務
 類似業務…経営戦略策定支援業務、公営企業の経営改善に関する業務（なお、類似業務に同種業務で示した業務が含まれていることが明示できれば同種業務として取り扱うものとする。）

7. 参加申込手続き

(1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱、仕様書及び江南市契約規則(昭和54年規則第3号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

| | | |
|---|-----------------|----|
| ア | 参加申込書（様式第1） | 1部 |
| イ | 参加資格確認書（様式第2） | 1部 |
| ウ | 会社概要書（様式第3） | 1部 |
| エ | 実績確認書（様式第4） | 1部 |
| オ | 従事予定者の経歴（様式第5） | 1部 |
| カ | 企画提案書（任意様式） | 7部 |
| キ | 業務実施体制（任意様式） | 7部 |
| ク | 業務工程計画（任意様式） | 7部 |
| ケ | 参考見積書（様式第6）及び内訳 | 1部 |

※会社概要書（様式第3）及び従事予定者の経歴（様式第5）に添付される証明等は不要とします。

(2) 提出期限

令和3年4月20日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒483 - 8018 江南市般若町中山146番地 下般若配水場2階
 江南市水道部下水道課 業務・経営グループ

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加者の自己責任とします。

8. 質問・応答

本実施要綱及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、下記のとおり質問書を提出してください。ただし、質問することができる者は、「6. 参加資格」を満たしている者としてします。

(1) 提出方法 質問書（様式第7）により、電子メールで提出してください。

※メールの件名は、「プロポーザル質問 送信年月日（西暦8桁） 会社名」としてください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限 令和3年4月9日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 江南市水道部下水道課

E-mail : gesui@city.konan.lg.jp

(4) 回答方法 令和3年4月13日（火）に江南市ホームページに質問内容と回答を掲示します。

9. 提出書類作成上の留意事項

(1) 提出書類全般

- ・用紙は、原則A4判の縦置き、片綴じ、両面印刷とします。
- ・「カ. 企画提案書」は、10ページ以内（A4判5枚以内）とし、やむを得ずA3判を使用する場合は2ページ扱いとします。また、表紙はページ数に含めません。
- ・文字の大きさは、原則として11ポイント以上とします。ただし、図表等をやむを得ない場合は除きます。
- ・審査過程において、提案内容を客観的かつ公正に審査するため、企画提案書の表紙のみに法人名を記載し、表紙以外には法人名を記載しないようにしてください。

(2) 企画提案

仕様書に基づき下記のテーマについて、本市の状況や自社の実績を踏まえた提案を具体的に記述してください。仕様書は、業務概要や流れ、業務成果として最低限必要と考える要求事項を示すものであり、提案内容を制限するものではありません。

テーマ1：業務実施方針

テーマ2：下水道事業の経費削減方策・比較団体との経費比較に関する提案及び使用料体系の設定に関する提案

テーマ3：下水道経営審議会の運営に関する提案

(3) 業務実施体制

- ・従事予定者の経歴（様式第5）に記載のある者すべてに関する実施体制について本市下水道事業との役割分担を含めて作成してください。
- ・任意の様式で、1ページ以内とします。

(4) 業務工程計画

- ・本業務の開始から終了まで、想定される作業項目を設定し、工程表を作成してください。
- ・任意の様式で、1ページ以内とします。

(5) 参考見積書（人件費、経費等の明細がわかるようにすること）

- ・消費税込みの金額を記載してください。
- ・履行期間である年度毎の金額及び作業内容の内訳が分かる書類についても添付してください。
- ・見積金額は仕様書に示した業務の範囲内で、今後、市との協議により増加が見込まれる業務等も踏まえて、十分に全体業務を遂行できる費用を積算してください。

10. 審査方法

本実施要綱に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会により書類審査を実施します。審査員の総合得点最高得点者を契約の相手方となる候補者とします。ただし、最高得点者が複数ある場合は、プロポーザル審査委員会の議決により候補者を決定します。

(1) 審査基準等

評価項目及び基準は、別表のとおりとします。

(2) 審査後の事前協議等

審査委員会で決定した候補者を、「江南市下水道使用料策定支援委託」に係る随意契約の見積徴収の相手方として、本業務仕様の内容や費用などについての事前協議を行うものとします。ただし、協議の結果両者が合意に至らなかった場合、本業務受託予定者が参加資格を満たさなくなった場合、又は他の理由で契約ができなくなった場合は、失格事項に該当しない次点者と交渉を行うものとします。

11. 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面により通知します。なお、審査結果に関する異議申立て及び順位点、順位以外の評価内容の開示請求には一切応じません。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類（添付資料を含む）は返却しません。
- (2) 提出後における資料の追加、削除、修正及び再提出は認めません。ただし、江南市下水道課が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

- (3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

13. その他留意事項

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。また、緊急時において、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を江南市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第8）を提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- エ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- カ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれら識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき
- キ 参考見積書の金額が「3. 見積り限度額」を超過している場合
- ク 前各号に定めるもののほか、審査委員会が、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めたとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市が必要と認める場合には、江南市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (6) 参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできません。

- (7) プロポーザルの実施後、江南市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、技術提案書等を開示する場合があります。ただし、個人名等江南市情報公開条例で不開示とする部分は不開示とします。
- (8) 契約締結後において、受託事業者の本プロポーザル手続きにおける不正または虚偽記載等認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとします。なお、契約解除において生じる一切の損害について、江南市は賠償責任を負いません。
- (9) 業務の実施にあたり、本プロポーザルにおいて提示された担当者の変更は、退職等真にやむを得ない理由を除き、原則認めないものとします。

14. 問い合わせ先（担当課）

〒483-8018 愛知県江南市般若町中山146番地 下般若配水場2階
江南市水道部下水道課 業務・経営グループ
TEL : 0587-54-1111 (代表) 内線338
FAX : 0587-53-3514
E-mail : gesui@city.konan.lg.jp

【別表】

| 評価項目 | | 評価基準 |
|------------|--|---|
| 企業の評価 | 使用料改定支援の実績 | 同種又は類似業務の実績があり、本業務を確実に遂行できるか。 |
| 実施体制 | 人員配置体制 | 業務を遂行できる上で、十分な人員が配置され、成果が期待できるか。 |
| | | 愛知県内に本社または支店があり、地理的に迅速的な対応が可能かどうか。 |
| | 管理責任者 | 実績が豊富で成果が期待できるか。手持ち業務数が少なく、本市の業務に専念できるか。 |
| 担当者 | | |
| 提案内容 | 業務スケジュール | 工程計画に無理・無駄がなく、履行期間までに十分完了できる工程となっているか。 |
| | 業務実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の概要や経営状況など現況把握ができているか。 ・下水道事業の経営に対する基本的な考え方は妥当か。 ・下水道使用料改定の支援内容に実行性はあるか。 ・会議運営方法、運営支援は期待できるか。 ・企画全般の着眼点、業務遂行能力は妥当か。 |
| | 下水道事業の経費削減方策・比較団体との経費比較に関する提案及び使用料体系の設定に関する提案 | |
| | 経営審議会の運営に関する提案 | |
| 業務遂行能力（全般） | | |
| 見積額 | 要求事項で提示した業務がすべて見積りに反映されているか。要求事項で提示した業務規模に対し、妥当な見積か。 | |
| 配点合計 | | |

※合計点数が、配点合計の2分の1に満たない場合は、選考しない。